

情 個 審 第 2 号

平成 23 年 4 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

行政文書部分開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成 21 年 3 月 9 日付け都計諮問第 201 号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「都市計画道路潮来鉾田線に関するすべての書類」部分開示決定に係る異議申立事案

(情報公開諮問第 140 号)

(情報公開答申第 123 号)

第1 審査会の結論

実施機関が別表第1「文書名」欄に掲げる行政文書について行った同表「不開示部分」欄に掲げる部分を不開示とする部分開示決定は、別表第2「文書名」欄に掲げる行政文書中、同表「開示相当部分」欄に掲げる部分以外については妥当であるが、同欄に掲げる部分については、これを取り消し、開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

平成20年10月3日、異議申立人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対して、次の内容の行政文書の開示を請求した。

行方都市計画、潮来都市計画、鉾田都市計画道路潮来鉾田線に関するすべての書類

2 開示決定等期限の延長

平成20年10月17日、実施機関は、条例第13条の規定に基づき、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるとして、平成21年1月30日までに開示決定等を行うこととし、異議申立人に通知した。

3 実施機関の決定及び通知

平成20年12月1日、実施機関は、開示請求に係る行政文書のひとつとして、潮来都市計画道路の変更、行方都市計画道路の変更及び鉾田都市計画道路の変更にそれぞれ関する文書並びに環境影響評価に関する文書並びに都市計画審議会に関する文書を特定した上で、別表第1「不開示部分」欄に掲げる部分について、同表「不開示の理由」欄に掲げる理由により不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

4 異議申立て

平成21年1月26日、異議申立人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規

定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 国民には知る権利がある。しかも、私は高速道路用地の地権者であつて周辺者でもあり、事業計画については一層の知る権利がある。

(2) 高速道路が供用開始されれば、これまでの静穏な生活は根底から覆され、一変して騒音、振動、排気ガス等による生活の悪化、健康の悪化、環境の悪化等その被害は極めて深刻である。

実施機関は、一方的に当該事業を推し進めようとしているものである。不都合な事情は、隠蔽して説明や開示することなく今日に至っている。

(3) したがって、判断に資する情報の提供を求める。また、真実と事業の全般やそれに伴う種々の悪化について知る権利があるにもかかわらず、恣意的な思惑による部分開示決定によって知る権利を制約や妨害されたままにあり、これは不当そのものである。すべての開示を求める。すべてを開示することによつての弊害は皆無である。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、諮問庁意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 異議申立人は、高速道路用地の地権者であること及び事業により生活環境等の悪化等の被害を受ける者であることを理由に、一層知る権利があると異議申立てを行ったと推察するが、知る権利については憲法上明文の規定はなく、憲法解釈としても様々な見解がある。最高裁判所の判例においても、請求権的な権利としては認知されるに至っていないなど、必ずしもその概念は定まっていない。

2 そもそも行政文書の開示請求権は、あくまで条例により初めて認められる権利であり、個々の住民に開示請求を付与するか否か、その内容をどの

ようなものにするかは、条例の規定により判断されるべきものである。

そして、開示請求に係る行政文書の一部に条例第7条第2号等に規定する不開示情報が記録されていると判断したことから、部分開示としたものである。

- 3 なお、条例においては、何人にも等しく開示請求権が付与されており、地権者であるかどうか、あるいはその他特別な事情を有するものであるかどうかにより、開示請求権の内容に差は設けられていない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 開示請求に係る行政文書について

開示請求に係る行政文書は、都市計画道路潮来鉾田線の変更に係る都市計画決定に関する文書である。都市計画道路潮来鉾田線は、茨城県潮来市から鉾田市に至る高規格幹線道路であり、潮来、行方及び鉾田の三都市計画区域にまたがっている。

都市計画決定は、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により、おおむね、公聴会の開催、関係市町村からの意見聴取、都市計画案の公告・縦覧及び都市計画案に対する住民の意見書提出、都市計画審議会（以下「審議会」という。）への都市計画案の付議、国土交通大臣の同意といった手続を経て行われるものであり、当該変更に係る都市計画決定もおおむね同様の手続を経て、実施機関が行ったものである。

また、環境影響評価法（平成9年法律第81号）の規定により、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を実施する事業者等は、事業の実施に伴い生じる環境への影響について、事前に調査、予測及び評価を行うとともに環境保全措置について検討し、当該事業を環境の保全上、望ましいものにしていく制度である環境影響評価を行うこととされている。実施機関は、都市計画道路潮来鉾田線に関する事業による周辺的环境に及ぼす影響として、大気質、騒音、振動などについて予測及び評価を行うなどの環境影響評価を行っており、当該環境影響評価の結果について環境保全の見地からの意見を聴くための準備として、環境影響評価準備書を作成し、さらに、当該準備書の記載事項について検討を加えるなどした後、環境影響評価書を作成し、同評価書を審議会に付議している。

これらの手続において作成・取得される行政文書のうち、本件処分に係る行政文書は、潮来都市計画道路の変更、行方都市計画道路の変更及び鉾田都市計画道路の変更にそれぞれ関する文書（以下「都市計画道路の変更

に関する文書」という。)並びに環境影響評価に関する文書並びに審議会に関する文書に大別される。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 都市計画道路の変更に関する文書について

都市計画道路の変更に関する文書は、おおむね、公聴会に関する文書、住民からの意見に関する文書、参考図書に区分される。

ア 公聴会に関する文書について

公聴会に関する文書は、おおむね、公述申出書、実施機関が公述人を選定するための起案文書(以下「公述人選定起案文書」という。)及び実施機関が公述を申し出た住民(以下「公述申出人」という。)に対して公述人として選定した旨の通知(以下「公述人選定通知」という。)、公聴会の記録、主な公述の内容、公述人意思確認票、公述人受付簿並びに傍聴人受付簿に区分される。

なお、公聴会に関する文書は、潮来都市計画道路の変更及び行方都市計画道路の変更に係るもののみが存在する。

(ア) 公述申出書について

実施機関が、都市計画案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、住民の意見を反映させるため、公聴会を開催する。公述申出書は、実施機関に対し、潮来都市計画道路の変更に係るものとしては1名、行方都市計画道路の変更に係るものとしては9名の住民がそれぞれ公聴会において意見を述べるために提出したものであることが認められる。そして、当該公述申出書には、別紙として公述申出人からの都市計画の変更案についての意見の要旨(以下「公述意見の要旨」という。)が添付されていることが認められる。

実施機関は、公述申出書(他の書類に写しとして添付されている場合を含む。)のうち、公述申出人の住所、電話番号、氏名、印影、年齢及び職業の部分並びに公述意見の要旨について、条例第7条第2号及び同条第6号に該当するとして不開示としている。

そこで、以下検討する。

a 条例第7条第2号該当性について

公述申出書において、不開示としている公述申出人の住所、電話番号、氏名、印影、年齢及び職業の部分については、特定の個人を識別することができ、同号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、本号に該当す

るものと判断する。

次に、公述申出書において、不開示としている公述意見の要旨については、そのうち、公述申出人の住所、氏名及び印影、都市計画道路予定地周辺の住民の氏名、都市計画道路予定地周辺の土地に係る地図に記入した関係者の氏名、氏名が記入された地図並びに公述申出人の土地の前所有者の氏名の部分は、特定の個人を識別することができ、また、公述申出人関係の土地の地番の部分は、登記事項の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなり、いずれも同号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、本号に該当すると判断する。そして、稀少植物の分布地域に関する部分は、未だ一般には知られていない公述申出人を含む地域住民固有の情報として、個人識別性がなくても公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれがあり、また、公述申出人の病歴に関する部分は、機微にわたる私的な情報として、個人識別性を除いたとしても、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあり、いずれも同号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、やはり本号に該当すると判断する。

しかし、公述意見の要旨のうち、県・市の職員に関わる部分については、当該職員の公務員としての職務の遂行に係るものであり、職員の職名及び職務遂行の内容は同号ただし書ウに該当し、また、氏名は同号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの」に該当すると認められることから、当該部分は本号に該当しないと判断する。そして、公述意見の要旨のうち、公述申出人に関わる部分についても、実施機関は、特定の個人を識別することができる部分を除いた場合の当該個人の権利利益の侵害につき具体的に言及しておらず、また、当審査会において、当該部分の内容を見分したところによっても、当該個人の権利利益が害されるおそれがあるような情報が含まれているとは認められないことから、本号には該当せず、条例第8条第2項の規定により開示すべきものと判断する。

b 条例第7条第6号該当性について

公述意見の要旨について、実施機関は、本号にも該当しているもので、上記aにおいて条例第7条第2号には該当しないと

判断される部分について、さらに本号該当性を検討する。

実施機関は、県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、当該部分を不開示としているが、具体的な支障を明らかにしておらず、また、当審査会において、当該部分の内容を見分したところによっても、具体的な支障やおそれは特段見当たらないことから、当該部分は本号に該当しないと判断する。

(イ) 公述人選定起案文書及び公述人選定通知について

公述人選定起案文書は、実施機関が、公聴会における公述人として潮来都市計画道路の変更に係るものとしては1名、行方都市計画道路の変更に係るものとしては7名の者をそれぞれ選定するために作成した起案文書であり、また、公述人選定通知は、実施機関が、公述人選定起案文書を受け、公述申出人に対して、公聴会における公述人として選定した旨を通知した文書であることが認められる。

実施機関は、公述人選定起案文書及び公述人選定通知のうち、公述人として選定した公述申出人の氏名、住所、年齢及び職業の部分について、条例第7条第2号及び同条第6号に該当するとして不開示としている。

そこで、以下検討する。

a 条例第7条第2号該当性について

公述人選定起案文書及び公述人選定通知において、不開示としている部分については、特定の個人を識別することができ、同号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、本号に該当すると判断する。

b 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、当該部分について、本号にも該当するとしているが、上記aのとおり、条例第7条第2号に該当すると判断されることから、本号該当性については検討しない。

(ウ) 公聴会の記録について

公聴会の記録は、公聴会の日時及び場所、公述人の住所、氏名、年齢及び職業、公述人の意見の要旨、公聴会の経過等が記録されていることが認められる。そして、公述人の意見の要旨として、公聴

会における公述人の発言内容（以下「公述内容」という。）などを録音したテープの内容を議事録として書面にしたものが別紙として添付されていることが認められる。

実施機関は、公聴会の記録のうち、出席した公述人の住所、氏名、年齢及び職業並びに公述内容の部分について、条例第7条第2号及び同条第6号に該当するとして不開示としている。

そこで、以下検討する。

a 条例第7条第2号該当性について

公聴会の記録において、不開示としている出席した公述人の住所、氏名、年齢及び職業の部分については、特定の個人を識別することができ、同号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、当該部分は本号に該当すると判断する。

次に、公聴会の記録において、不開示としている公述内容の部分については、そのうち、公述人の自身の病歴に関する発言部分は、前述の（ア）a（4ページ）におけるのと同じ理由により、本号に該当すると判断する。

しかし、これら本号に該当すると判断される部分以外の部分については、前述の（ア）a（4ページ）におけるのと同じ理由により、本号には該当せず、条例第8条第2項の規定により開示すべきものと判断する。

b 条例第7条第6号該当性について

公述内容について、実施機関は、本号にも該当するとしているので、上記aにおいて条例第7条第2号には該当しないと判断される部分について、さらに本号該当性を検討する。

実施機関は、県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、当該部分を不開示としているが、前述の（ア）b（5ページ）におけるのと同じ理由により、本号に該当しないと判断する。

（エ）主な公述の内容について

主な公述の内容は、公述人の氏名及び実施機関が公聴会において公述人が述べた内容を要約したもの（以下「公述内容要約」という。）が記録されていることが認められる。

実施機関は、主な公述の内容のうち、公述人の氏名及び公述内容要約の部分について、条例第7条第2号及び同条第6号に該当するとして不開示としている。

そこで、以下検討する。

a 条例第7条第2号該当性について

主な公述の内容において、不開示としている公述人の氏名の部分については、特定の個人を識別することができ、同号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、本号に該当すると判断する。

次に、主な公述の内容において、不開示としている公述内容要約の部分については、そのうち、公述人の自身の病歴に関する発言部分は、前述の(ア) a (4ページ)におけるのと同じ理由により、本号に該当すると判断する。

しかし、これら本号に該当すると判断される部分以外の部分については、前述の(ア) a (4ページ)におけるのと同じ理由により、本号には該当せず、条例第8条第2項の規定により開示すべきものと判断する。

b 条例第7条第6号該当性について

公述内容要約について、実施機関は、本号にも該当するとしているので、上記aにおいて条例第7条第2号には該当しないと判断される部分について、さらに本号該当性を検討する。

実施機関は、県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、当該部分を不開示としているが、前述の(ア) b (5ページ)におけるのと同じ理由により、本号に該当しないと判断する。

(オ) 公述人意思確認票について

公述人意思確認票は、公聴会において、公述人が自身につき写真撮影、ビデオ撮影、氏名の新聞掲載及びテレビ放映をなされることについて、了解するかどうかの意思を確認した文書であることが認められる。そして、行方都市計画道路の変更に係る公述人意思確認票については、公聴会における公述人の公述順の番号が公述人の氏名と併せて記載されていることが認められる。

実施機関は、公述人意思確認票のうち、公述人の氏名及び公述順

の部分について、条例第7条第2号及び同条第6号に該当すると
して不開示としている。

そこで、以下検討する。

a 条例第7条第2号該当性について

公述人意思確認票において、不開示としている公述人の氏名の
部分については、特定の個人を識別することができ、同号本文に
該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ
ることから、本号に該当すると判断する。

次に、公述人意思確認票において、不開示としている公述順に
ついては、前述の(ア) a (4ページ)におけるのと同じ理由に
より、本号には該当せず、条例第8条第2項の規定により開示す
べきものと判断する。

b 条例第7条第6号該当性について

公述人意思確認票について、実施機関は、本号にも該当すると
しているので、上記aにおいて条例第7条第2号には該当しないと
判断される公述順の部分について、さらに本号該当性を検討す
る。

実施機関は、県の機関が行う事務に関する情報であって、公に
することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支
障を及ぼすおそれがあるものとして、当該部分を不開示としてい
るが、前述の(ア) b (5ページ)におけるのと同じ理由により、
本号に該当しないと判断する。

(カ) 公述人受付簿について

公述人受付簿は、公聴会の開催日のほか、公述人の氏名及び住所
が記録されていることが認められる。

実施機関は、公述人受付簿のうち、公述人の氏名及び住所の部分
について、条例第7条第2号及び同条第6号に該当するとして不開
示としている。

そこで、以下検討する。

a 条例第7条第2号該当性について

公述人受付簿において、不開示としている部分については、特
定の個人を識別することができ、同号本文に該当し、かつ、同号
ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、本号に
該当すると判断する。

b 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、当該部分について、本号にも該当するとしているが、上記aのとおり、条例第7条第2号に該当すると判断されることから、本号該当性については検討しない。

(キ) 傍聴人受付簿について

傍聴人受付簿は、公聴会の開催日のほか、公聴会を傍聴した者（以下「傍聴人」という。）の氏名及び住所が記録されていることが認められる。

そこで、以下検討する。

傍聴人受付簿において、条例第7条第2号に該当するとして不開示としている傍聴人の氏名及び住所の部分については、特定の個人を識別することができ、同号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、本号に該当すると判断する。

イ 住民からの意見に関する文書について

住民からの意見に関する文書は、おおむね、都市計画案に対する意見書（以下「都市計画案意見書」という。）及び都市計画案意見書の要旨に区分される。

なお、住民からの意見に関する文書は、行方都市計画道路の変更に係るもののみが存在する。

(ア) 都市計画案意見書について

実施機関は、都市計画案を作成した後、当該都市計画案の公告・縦覧を行う。関係市町村の住民等は、縦覧された都市計画案に対して、意見書を提出することができる。

都市計画案意見書は、住民6名から提出された意見書であることが認められる。そして、うち2名から、都市計画案意見書に添付して、意見者の自宅に関して記載された書面及び意見者の病歴に関して記載された書面（以下「意見書添付書類」という。）が提出されていることが認められる。

実施機関は、都市計画案意見書のうち、都市計画案意見書を提出した者（以下「意見者」という。）の住所、氏名、年齢、印影及び職業の部分、都市計画案に対して賛成等の意思を表明するための理由（以下「都市計画案意見理由」という。）の部分並びに意見書添

付書類について、条例第7条第2号及び同条第6号に該当するとし
て不開示としている。

そこで、以下検討する。

a 条例第7条第2号該当性について

都市計画案意見書において、不開示としている意見者の住所、
氏名、年齢、印影及び職業の部分については、特定の個人を識別
することができ、同号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいず
れにも該当しないと認められることから、本号に該当すると判断
する。

次に、都市計画案意見書において、不開示としている都市計画
案意見理由の部分については、そのうち、意見者の氏名の部分は、
特定の個人を識別することができ、また、意見者関係の土地の地
番の部分は、登記事項の情報と照合することにより、特定の個人
を識別することができることとなり、いずれも同号本文に該当し、
かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることか
ら、本号に該当すると判断する。そして、意見者の病歴に関する
部分は、前述のア（ア）a（4ページ）におけるのと同じ理由に
より、本号に該当すると判断する。

そして、都市計画案意見書において、不開示としている意見書
添付書類中、意見者の自宅に関して記載された書面については、
そのうち、意見者の氏名及び氏名が記入された地図の部分は、特
定の個人を識別することができ、いずれも同号本文に該当し、か
つ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、
本号に該当すると判断する。そして、意見者の病歴に関して記載
された書面については、前述のア（ア）a（4ページ）における
のと同じ理由により、本号に該当すると判断する。

しかし、これら本号に該当すると判断される部分以外の部分に
ついては、前述のア（ア）a（4ページ）におけるのと同じ理由
により、本号には該当せず、条例第8条第2項の規定により開示
すべきものと判断する。

b 条例第7条第6号該当性について

都市計画案意見理由及び意見書添付書類について、実施機関は、
本号にも該当するとしているもので、上記aにおいて条例第7条第
2号には該当しないと判断される部分について、さらに本号該当
性を検討する。

実施機関は、県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、当該部分を不開示としているが、前述のア（ア）b（5ページ）におけるのと同じ理由により、本号に該当しないと判断する。

(イ) 都市計画案意見書の要旨について

都市計画案意見書の要旨は、実施機関が、都市計画案意見書を要約したものであることが認められる。

実施機関は、都市計画案意見書の要旨のうち、意見の要旨の部分について、条例第7条第2号及び同条第6号に該当するとして不開示としている。

そこで、以下検討する。

a 条例第7条第2号該当性について

都市計画案意見書の要旨において、不開示としている意見の要旨の部分のうち、意見者の病歴に関する部分については、前述のア（ア）a（4ページ）におけるのと同じ理由により、本号に該当すると判断する。

しかし、これら本号に該当すると判断される部分以外の部分については、前述のア（ア）a（4ページ）におけるのと同じ理由により、本号には該当せず、条例第8条第2項の規定により開示すべきものと判断する。

b 条例第7条第6号該当性について

都市計画案意見書の要旨について、実施機関は、本号にも該当するとしているので、上記aにおいて条例第7条第2号には該当しないと判断される部分について、さらに本号該当性を検討する。

実施機関は、県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、当該部分を不開示としているが、前述のア（ア）b（5ページ）におけるのと同じ理由により、本号に該当しないと判断する。

ウ 参考図書について

参考図書は、都市計画を作成するに当たって、参考として用いた図書であり、工事費概算書、関係法人等との協議書、交通量配分図及び

図面に区分される。

(ア) 工事費概算書について

工事費概算書は、都市計画道路潮来鉾田線の事業予定者である国が作成したものであり、仮に算出した都市計画道路に係る用地費、物件移転費、築造費及び合計に係る額が記録されているものであることが認められる。

実施機関は、工事費概算書のうち、用地費、物件移転費、築造費及び合計に係る額の部分について、条例第7条第6号に該当するとして不開示としている。

そこで、以下本号該当性について検討する。

実施機関は、工事費概算書のうち、用地費、物件移転費、築造費及び合計に係る額の部分について、国が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、不開示としているが、具体的な支障を明らかにしておらず、また、当審査会において、当該部分の内容を見分したところによっても、具体的な支障やおそれは特段見当たらないことから、当該部分は本号に該当しないと判断する。

(イ) 関係法人等との協議書について

関係法人等との協議書は、都市計画決定に当たって、実施機関又は関係自治体が関係土地改良区をはじめとした関係法人等（以下「関係法人等」という。）と協議を行った結果、関係法人等が実施機関又は関係自治体に対して提出した書面であることが認められる。

実施機関は、関係法人等との協議書のうち、当該関係法人等の代表者等の印影の部分について、条例第7条第3号アに該当するとして不開示としている。

そこで、以下本号ア該当性について検討する。

関係法人等との協議書において、不開示としている関係法人等の代表者等の印影は、当該関係法人等が実施機関又は関係自治体に対して、都市計画決定に当たっての意思を示すために提出した書面に押印されたものであり、当該関係法人等に関する情報であると認められ、また、当該印影は、当該関係法人等が記載した事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであって、当該関係法人等において、みだりに公にしているものと認められることから、当該印影を悪用して、当該法人等の書類を作成す

るなどして当該法人等の正当な利益を害するおそれがあることは否定できない。

したがって、関係法人等の代表者等の印影の部分は、本号アに該当すると判断する。

(ウ) 交通量配分図について

交通量配分図は、都市計画道路潮来鉾田線の事業予定者である国が作成したものであり、将来の交通網を予想し、都市計画道路潮来鉾田線だけでなく、当該都市計画道路が通過する自治体内の他の道路の予測交通量を示した図面であることが認められる。

実施機関は、交通量配分図について、条例第7条第6号に該当するとして不開示としている。

そこで、以下本号該当性について検討する。

実施機関は、交通量配分図について、国が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、不開示としているが、具体的な支障を明らかにしておらず、また、当審査会において、その内容を見分したところによっても、具体的な支障やおそれは特段見当たらないことから、交通量配分図は、本号に該当しないと判断する。

(エ) 図面について

図面は、交差点平面図、I C平面図、橋梁一般図、跨線橋一般図、函渠構造一般図、縦断図及び参考図（切盛平面図）に区分される。これらの図面は、都市計画道路潮来鉾田線の構造等を示したものであることが認められる。

実施機関は、これらの図面について、条例第7条第5号に該当するとして不開示としている。

そこで、以下本号該当性について検討する。

実施機関は、これらの図面について、県の機関並びに国の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものとして、不開示としているが、具体的な支障やおそれを明らかにしておらず、また、当審査会において、その内容を見分したところによっても、具体的な支障やおそれは特段見当たらないことから、

これらの図面は、本号に該当しないと判断する。

(2) 環境影響評価に関する文書について

環境影響評価に関する文書は、おおむね、環境影響評価準備書に対する意見に関する文書（以下「環境評価意見書」という。）及び環境影響評価専門部会（以下「部会」という。）に関する文書に区分される。

ア 環境評価意見書について

実施機関は、環境影響評価準備書を作成した後、当該準備書の公告・縦覧を行い、当該準備書に対して、環境の保全の見地から意見を有する者は、意見書を提出することができる。

環境評価意見書は、住民2名からの意見書であることが認められる。

実施機関は、環境評価意見書のうち、当該意見書を提出した者（以下「環境意見者」という。）の氏名及び住所の部分並びに環境影響評価準備書に対する意見の内容（以下「環境意見内容」という。）の部分について、条例第7条第2号及び同条第6号に該当するとして不開示としている。

そこで、以下検討する。

(ア) 条例第7条第2号該当性について

環境評価意見書において、不開示としている環境意見者の氏名及び住所の部分については、特定の個人を識別することができ、同号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、本号に該当するものと判断する。

次に、環境評価意見書において、不開示としている環境意見内容の部分については、そのうち、環境意見者の氏名の部分は、特定の個人を識別することができ、同号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、本号に該当すると判断する。

しかし、本号に該当すると判断される部分以外の部分については、前述の(1)ア(ア)a(4ページ)におけるのと同じ理由により、本号には該当せず、条例第8条第2項の規定により開示すべきものと判断する。

(イ) 条例第7条第6号該当性について

環境意見内容について、実施機関は、本号にも該当するとしているので、上記(ア)において条例第7条第2号には該当しないと判断される部分について、さらに本号該当性を検討する。

実施機関は、県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、当該部分を不開示としているが、前述の（１）ア（ア）b（５ページ）におけるのと同じ理由により、本号に該当しないと判断する。

イ 部会に関する文書について

部会は、都市計画道路潮来鉾田線に関する事業における環境影響評価についての専門的事項を調査審議するために、審議会に設置されているものである。

部会に関する文書は、部会等委員の推薦及び委嘱に関する文書、部会の資料並びに部会の議事録に区分される。

（ア）部会等委員の推薦及び委嘱に関する文書について

部会等委員の推薦に関する文書は、実施機関内において、部会等委員の推薦を行うための文書であることが認められる。また、部会等委員の委嘱に関する文書は、実施機関等が、委嘱予定者に対し、同委員の委嘱を依頼するための文書等であることが認められる。

部会等委員の推薦に関する文書のうち、実施機関は、推薦を受けた者の略歴書（以下「略歴書」という。）について、また、部会等委員の委嘱に関する文書のうち、各委員からの委員就任に係る承諾書（以下「承諾書」という。）について、それぞれ条例第７条第２号に該当するとして不開示としている。

そこで、以下本号該当性について順次検討する。

部会等委員の推薦に関する文書において、不開示としている略歴書については、推薦を受けた者の専門分野、氏名、現住所、生年月日、最終学歴、職歴等が記録されており、全体が個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ、同号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、本号に該当すると判断する。

次に、部会等委員の委嘱に関する文書において、不開示としている承諾書については、そのうち、委員就任を承認した委員の氏名の部分は、実施機関がすでに開示していることから、同号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの」に該当し、本号に該当しないと判断する。しかし、住所及び印影の部分は、すでに公になっている委員の氏名により、特定の個人を識別することができ、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと

認められることから、本号に該当すると判断する。

(イ) 部会の資料について

実施機関は、部会を計6回開催しており、部会の資料は、部会の開催ごとに部会のための資料として作成した文書であることが認められる。

a 希少動植物の位置を記載した航空写真について

実施機関は、第1回部会の資料のうち、都市計画道路予定地周辺における希少動植物の生息位置を示した航空写真（以下「航空写真」という。）について、条例第7条第6号に該当するとして不開示としている。

そこで、以下本号該当性について検討する。

不開示としている航空写真は、都市計画道路予定地周辺における希少動植物の生息位置を示した写真であることが認められるところ、これを開示した場合、当該動植物の生息位置が明らかとなり、当該動植物に関心を持つ第三者による乱獲を誘発し、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあることから、県及び国が行う希少動植物を保護するという環境保護事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、航空写真は、本号に該当すると判断する。

b 工業団地内における立地企業一覧等について

実施機関は、第2回部会の資料のうち、都市計画道路予定地周辺の工業団地内における立地企業一覧（以下「立地企業一覧」という。）及び当該立地企業等を記載したパンフレットの写し（以下「パンフレットの写し」という。）について、条例第7条第3号アに該当するとして不開示としている。

不開示としている立地企業一覧は、都市計画道路予定地周辺の工業団地内における立地企業の一覧であり、企業名、本社及び工場所在地、主な製品、操業開始年月等工業団地内における立地企業の情報について、併せて、立地企業におけるフッ素及びホウ素の使用の有無についての記載があることが認められる。

次に、不開示としているパンフレットの写しは、立地企業の事業内容、資本金、年商、社員数等が記載されているものであることが認められる。

そこで、以下本号ア該当性について順次検討する。

立地企業一覧は、企業名、本社及び工場所在地、主な製品、操業開始年月等の企業として一般的に明らかになっている情報が記載されているものであり、公にすることにより、当該企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。さらに、企業のフッ素及びホウ素の使用の有無については、企業が当該物質を使用することによって生じる工業団地周辺地の環境に対する影響を懸念するため、実施機関が調査したものと推察されるが、当該物質の使用の有無のみの記載であり、当該物質を使用して、製造している製品が記載されているなど企業の具体的な活動状況が記載されていないことに鑑みれば、これを公にすることにより、当該企業に何らかの不利益を生じるおそれがあるとも認め難い。

次に、立地企業を記載したパンフレットは工業団地内の立地企業を広く一般に紹介するものであり、公にされているものと考えられることから、パンフレットの写しについても同様に開示しても差し支えないものと考えられる。

以上のことから、立地企業一覧及びパンフレットの写しについては、本号アに該当しないと判断する。

c 希少動物であるオオタカ及びサシバに関する資料について

実施機関は、第2回部会の資料のうち、希少動物であるオオタカ及びサシバに関する資料（以下「希少動物資料」という。）について、条例第7条第6号に該当するとして不開示としている。

そこで、以下本号該当性について検討する。

不開示としている希少動物資料は、希少動物であるオオタカ及びサシバに係る調査、環境保全措置、評価等に関する資料であり、当該資料のうちには、都市計画道路予定地周辺のオオタカ及びサシバの生息位置を示した地図が記載されていることが認められるところ、これを開示した場合、オオタカ及びサシバの生息位置が明らかとなり、オオタカ及びサシバに関心を持つ第三者による乱獲を誘発し、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあることから、県及び国が行う希少動物を保護するという環境保護事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、希少動物資料のうち、オオタカ及びサシバの生息位置を示した地図の部分は、本号に該当すると判断する。

しかし、これら本号に該当すると判断される部分以外の部分に

については、当審査会において、当該部分の内容を見分したところ、実施機関がすでに開示している環境影響評価書の内容と同一のもの又はオオタカ及びサシバの生育に係る一般的な事柄であるものと認められ、開示することによる具体的な支障やおそれは特段見当たらないことから、本号に該当しないと判断する。

(ウ) 部会の議事録について

部会の議事録（以下「議事録」という。）は、実施機関が計6回開催した部会の議事内容について、実施機関が議事要旨としてまとめた後、起案を行い、決裁を受けたものであって、部会の開催日時及び場所、出席者名並びに議事要旨から成っており、そのうち議事要旨には、発言を行った部会委員名等及び発言内容の要旨が記録されていることが認められる。

実施機関は、議事録のうち、発言を行った部会委員名（部会長を除く。）の部分について、条例第7条第2号及び同条第6号に該当するとして不開示としている。

そこで、以下条例第7条第6号該当性から検討する。

a 条例第7条第6号該当性について

議事録において、不開示としている発言を行った部会委員名（部会長を除く。）の部分については、議事要旨が発言を行った部会委員名と併せ開示されることになると、誰がどのような発言をしたのかということが分かり、外部等から批判されるのではないかなどを考慮し、委員の自由かつ率直な意見交換がためられ、今後の同種の部会の審議に支障を生ずるおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本号に該当すると判断する。

b 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、当該部分について、本号にも該当するとしているが、上記aのとおり、条例第7条第6号に該当すると判断されることから、本号該当性については検討しない。

(3) 審議会に関する文書について

審議会に関する文書は、幹事会議における配布資料（以下「幹事会議資料」という。）、審議会委員に対し事前送付した資料（以下「事前送付資料」という。）及び審議会事務局用資料に区分される。

ア 幹事会議資料について

幹事会議は、実施機関内関係各課及び国の職員等で構成する会議であり、審議会に付議する案件について、事前の審議を行うものである。幹事会議資料は、実施機関が、当該幹事会議の出席者に対して、審議のために配布した資料であり、その一部として、都市計画案に対する意見書の要旨（以下「幹事会議用意見書の要旨」という。）が存在することが認められる。

実施機関は、「幹事会議用意見書の要旨」のうち、意見の要旨の部分について、条例第7条第2号及び同条第6号に該当するとして不開示としている。

そこで、以下検討する。

(ア) 条例第7条第2号該当性について

「幹事会議用意見書の要旨」において、不開示としている意見の要旨の部分のうち、意見者の病歴に関する部分については、上記(1)ア(ア)a(4ページ)におけるのと同じ理由により、本号に該当すると判断する。

しかし、本号に該当すると判断される部分以外の部分については、前述の(1)ア(ア)a(4ページ)におけるのと同じ理由により、本号には該当せず、条例第8条第2項の規定により開示すべきものと判断する。

(イ) 条例第7条第6号該当性について

「幹事会議用意見書の要旨」について、実施機関は、本号にも該当するとしているので、上記(ア)において条例第7条第2号には該当しないと判断される部分について、さらに本号該当性を検討する。

実施機関は、県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、当該部分を不開示としているが、前述の(1)ア(ア)b(5ページ)におけるのと同じ理由により、本号に該当しないと判断する。

イ 事前送付資料について

事前送付資料は、実施機関が、審議会委員に対して、審議会開催前にあらかじめ送付した資料であり、その一部として、都市計画案意見書の写し及び環境評価意見書の写しが存在することが認められる。

都市計画案意見書の写し及び環境評価意見書の写しについては、意見者及び環境意見者の住所、氏名、年齢、印影及び職業並びに意見者関係の土地の地番などが、個人のプライバシーに配慮して、本件処分前に、内部の審議検討に使用する段階ですでに黒く塗りつぶされていることが認められる。

実施機関は、都市計画案意見書の写し及び環境評価意見書の写しについて、条例第7条第2号及び同条第6号に該当するとして不開示としている。

そこで、以下検討する。

都市計画案意見書の写しについては、前述の(1)イ(ア)(10ページ)において、環境評価意見書の写しについては、前述の(2)ア(15ページ)においてそれぞれ判断したとおりである。

ウ 審議会事務局用資料について

審議会事務局用資料は、実施機関が、審議会の事務局用の手持ち資料として作成したものであり、都市計画案意見書に対する県の考え方、審議会傍聴者受付簿及び審議会報道関係者受付簿に区分される。

(ア) 都市計画案意見書に対する県の考え方について

「都市計画案意見書に対する県の考え方」は、都市計画案意見書を要約したもの(前述の(1)イ(イ)(12ページ)で述べた都市計画案意見書の要旨のうち、意見の要旨の部分と同一の内容のものである。以下「県の考え方に記載の意見書の要旨」という。)が記録されており、併せて、県の考え方に記載の意見書の要旨に対する県の考え方が記録されていることが認められる。

実施機関は、県の考え方に記載の意見書の要旨のうち、意見の要旨の部分について、条例第7条第2号及び同条第6号に該当するとして不開示としている。

そこで、以下検討する。

a 条例第7条第2号該当性について

「都市計画案意見書に対する県の考え方」において、不開示としている意見の要旨の部分のうち、意見者の病歴に関する部分については、前述の(1)ア(ア)a(4ページ)におけるのと同じ理由により、本号に該当すると判断する。

しかし、これら本号に該当すると判断される部分以外の部分については、前述の(1)ア(ア)a(4ページ)におけるのと同じ理由により、本号には該当せず、条例第8条第2項の規定によ

り開示すべきものと判断する。

b 条例第7条第6号該当性について

意見の要旨の部分について、実施機関は、本号にも該当しているとしているので、上記aにおいて条例第7条第2号には該当しないと判断される部分について、さらに本号該当性を検討する。

実施機関は、県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、当該部分を不開示としているが、前述の(1)ア(ア)b(5ページ)におけるのと同じ理由により、本号に該当しないと判断する。

(イ) 審議会傍聴者受付簿について

審議会傍聴者受付簿は、審議会の開催日時及び場所のほか、審議会を傍聴した者(以下「傍聴者」という。)の住所及び氏名が記録されていることが認められる。

そこで、以下検討する。

審議会傍聴者受付簿において、条例第7条第2号に該当するとして不開示としている傍聴者の住所及び氏名の部分については、特定の個人を識別することができ、同号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、本号に該当すると判断する。

(ウ) 審議会報道関係者受付簿について

審議会報道関係者受付簿は、審議会の開催日時及び場所のほか、審議会を傍聴した報道関係者の報道機関名及び氏名が記録されていることが認められる。

そこで、以下検討する。

審議会報道関係者受付簿において、条例第7条第2号に該当するとして不開示としている報道関係者の氏名の部分については、特定の個人を識別することができ、同号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、本号に該当すると判断する。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、開示請求に係る行政文書の開

示・不開示の判断には関係がないものと判断する。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件異議申立てに係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内	容
平成21年	3月	9日	諮問受理	
平成21年	3月	24日	諮問庁意見書受理	
平成21年	11月	16日	審査	(平成21年度第5回審査会第一部会)
平成22年	1月	7日	審査	(平成21年度第6回審査会第一部会)
平成22年	3月	17日	審査	(平成21年度第8回審査会第一部会)
平成22年	5月	10日	審査	(平成22年度第1回審査会第一部会)
平成22年	6月	28日	審査	(平成22年度第2回審査会第一部会)
平成22年	7月	21日	審査	(平成22年度第3回審査会第一部会)
平成23年	3月	3日	審査	(平成22年度第9回審査会第一部会)

別表第1（第1及び第2の3）

文書名		不開示部分	不開示の理由	
潮来都市計画道路の変更に関する文書	公聴会に関する文書	公述申出書(他の書類に写しとして添付されている場合を含む。)	<p>第7条第2号該当</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。</p> <p>第7条第6号該当</p> <p>県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。</p>	
		公述人選定起案文書及び公述人選定通知	同上	
		公聴会の記録	公述人の住所、氏名、年齢及び職業並びに公述内容の部分	同上
		主な公述の内容	公述人の氏名及び公述内容要約の部分	同上
		公述人意思確認票	公述人の氏名の部分	同上
		公述人受付簿	公述人の氏名及び住所の部分	同上
		傍聴人受付簿	傍聴人の氏名及び住所の部分	<p>第7条第2号該当</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれ</p>

				があるもの。
参考図書	工事費概算書	用地費，物件移 転費，築造費及 び合計に係る 額の部分	第7条第6号該当	国が行う事業に関する情報であって，公に することにより，当該事業の性質上，当該事 業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあ るもの。
	関係法人等との協 議書	関係法人等の 代表者等の印 影の部分	第7条第3号ア該当	法人その他団体に関する情報であって，公 にすることにより，当該法人等の権利，競争 上の地位その他正当利益を害するおそれが あるもの。
	交通量配分図	全部	第7条第6号該当	国が行う事業に関する情報であって，公に することにより，当該事業の性質上，当該事 業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあ るもの。
	交差点平面図，IC 平面図，跨線橋一般 図，函渠構造一般 図，縦断図（潮来鉾 田線，洲崎上戸線， 潮来駅立兼線），参 考図（切盛平面図） （潮来鉾田線，洲崎 上戸線）	全部	第7条第5号該当	県の機関並びに国の内部又は相互間にお ける審議，検討又は協議に関する情報であっ て，公にすることにより，不当に県民の間に 混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不 当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすお それがあるもの。

行方都市計画道路の変更に関する文書	公聴会に関する文書	公述申出書(他の書類に写しとして添付されている場合を含む。)	公述申出人の住所、電話番号、氏名、印影、年齢及び職業の部分並びに公述意見の要旨	<p>第7条第2号該当</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。</p> <p>第7条第6号該当</p> <p>県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。</p>
		公述人選定起案文書及び公述人選定通知	公述人として選定した公述申出人の氏名、住所、年齢及び職業の部分	同上
		公聴会の記録	公述人の住所、氏名、年齢及び職業並びに公述内容の部分	同上
		主な公述の内容	公述人の氏名及び公述内容要約の部分	同上
		公述人意思確認票	公述人の氏名及び公述順の部分	同上
		公述人受付簿	公述人の氏名及び住所の部分	同上
		傍聴人受付簿	傍聴人の氏名及び住所の部分	<p>第7条第2号該当</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。</p>

住民からの意見に関する文書	都市計画案意見書	意見者の住所、氏名、年齢、印影及び職業の部分、都市計画案意見理由の部分並びに平成19年11月18日付け意見書（同月20日受付、受付番号1434）及び同月12日付け意見書（同月13日受付、受付番号1404）の添付書類	第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 第7条第6号該当 県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
	都市計画案意見書の要旨	意見の要旨の部分	同上
参考図書	工事費概算書	用地費、物件移転費、築造費及び合計に係る額の部分	第7条第6号該当 国が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
	関係法人等との協議書	関係法人等の代表者等の印影の部分	第7条第3号ア該当 法人その他団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。
	交通量配分図	全部	第7条第6号該当 国が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
	交差点平面図、IC平面図、橋梁一般	全部	第7条第5号該当 県の機関並びに国の内部又は相互間にお

		図, 縦断図, 参考図 (切盛平面図)		ける審議, 検討又は協議に関する情報であつて, 公にすることにより, 不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。
鉾田都市計画道路の変更に関する文書	参考図書	工事費概算書	用地費, 物件移転費, 築造費及び合計に係る額の部分	第7条第6号該当 国が行う事業に関する情報であつて, 公にすることにより, 当該事業の性質上, 当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
		関係法人等との協議書	関係法人等の代表者等の印影の部分	第7条第3号ア該当 法人その他団体に関する情報であつて, 公にすることにより, 当該法人等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。
		交通量配分図	全部	第7条第6号該当 国が行う事業に関する情報であつて, 公にすることにより, 当該事業の性質上, 当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
		IC 平面図, 橋梁一般図, 縦断図, 参考図(切盛平面図)	全部	第7条第5号該当 県の機関並びに国の内部又は相互間における審議, 検討又は協議に関する情報であつて, 公にすることにより, 不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。
環境影響評価に関する	環境評価意見書	環境意見者の氏名及び住所の部分並びに環境意見内容の部分	第7条第2号該当 個人に関する情報であつて, 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが, 公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 第7条第6号該当 県の機関が行う事務に関する情報であつ	

る 文 書			て、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
	部会に関する文書	部会等委員の推薦に関する文書	略歴書 第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
		部会等委員の委嘱に関する文書	承諾書 同上
		第1回部会資料	航空写真 第7条第6号該当 国が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。 県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
		第2回部会資料	立地企業一覧及びパンフレットの写し 第7条第3号ア該当 法人その他団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。
			希少動物資料 第7条第6号該当 国が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。 県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

		議事録	発言を行った 部会委員名(部 会長を除く。) の部分	第7条第2号該当 個人に関する情報であつて、特定の個人を 識別することができるもの又は特定の個人 を識別することはできないが、公にすること により、なお個人の権利利益を害するおそれ があるもの。 第7条第6号該当 県の機関が行う事務に関する情報であつ て、公にすることにより、当該事務の性質上、 当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ れがあるもの。
審 議 会 に 関 す る 文 書	幹事会議 資料	幹事会議用意見書 の要旨	意見の要旨の 部分	同上
	事前送付 資料	都市計画案意見書 の要旨	意見の要旨の 部分	同上
		都市計画案意見書 の写し及び環境評 価意見書の写し	全部	同上
	審議会事 務局用資 料	都市計画案意見書 の要旨	意見の要旨の 部分	同上
		都市計画案意見書 に対する県の考え 方	意見の要旨の 部分	同上
		都市計画案意見書 の写し及び環境評 価意見書の写し	全部	同上
		審議会傍聴者受付 簿	傍聴者の住所 及び氏名の部 分	第7条第2号該当 個人に関する情報であつて、特定の個人を 識別することができるもの又は特定の個人 を識別することはできないが、公にすること により、なお個人の権利利益を害するおそれ があるもの。
	審議会報道関係者 受付簿	報道関係者の 氏名の部分	同上	

別表第2（第1）

文書名				開示相当部分
潮来都市計画道路の変更に関する文書	公聴会に関する文書	公述申出書 (他の書類に写しとして添付されている場合を含む。)	公述意見の要旨	全部
			公聴会の記録	全部
		主な公述の内容		公述人の氏名の部分を除いた部分
	参考図書	工事費概算書		用地費，物件移転費，築造費及び合計に係る額の部分
		交通量配分図		全部
		交差点平面図，IC平面図，跨線橋一般図，函渠構造一般図，縦断図（潮来鉾田線，洲崎上戸線，潮来駅立兼線），参考図（切盛平面図）（潮来鉾田線，洲崎上戸線）		全部
行方都市計画道路の変更に関する文書	公聴会に関する文書	公述申出書 (他の書類に写しとして添付されている場合を含む。)	平成19年7月17日付け申出書（同月20日受付，受付番号845）の公述意見の要旨	住所，氏名，印影及び地番の部分を除いた部分
			平成19年7月18日付け申出書（同月20日受付，受付番号854）の公述意見の要旨	全部
		平成19年7月18日付け申出書（同月	住所及び氏名の部分を除いた部分	

関 する 文 書		20日受付, 受付番号 847)の公述意見の 要旨		
		平成19年7月19 日付け申出書(同月 20日受付, 受付番号 853)の公述意見の 要旨	氏名の部分を除いた部分	
		平成19年7月14 日付け申出書(同月 17日受付, 受付番号 816)の公述意見の 要旨	地番の部分を除いた部分	
		平成19年7月12 日付け申出書(同月 20日受付, 受付番号 855)の公述意見の 要旨	住所, 氏名(県・市の職員の氏名を除く。)及び 印影並びに氏名が記入された地図の部分を除いた 部分	
		平成19年7月12 日付け申出書(同月 17日受付, 受付番号 817)の公述意見の 要旨	住所, 氏名(県・市の職員の氏名を除く。)及び 印影並びに氏名が記入された地図の部分を除いた 部分	
		日付なし申出書(平成 19年7月20日受 付, 受付番号852) の公述意見の要旨	希少植物の分布地域に関する部分を除いた部分	
		公聴会 の記録	公述内容	公述人の自身の病歴に関する発言部分を除いた部 分
		主な公述の内容		公述人の氏名の部分及び公述人の自身の病歴に関 する発言部分を除いた部分
		公述人意思確認票		公述順
	住 民 か ら の 意 見 に 関 する 文 書	都市計 画案意 見書	平成19年11月 29日付け意見書(同 日受付, 受付番号14 91)の都市計画案意	全部

		見理由	
		平成19年11月22日付け意見書(同月26日受付, 受付番号1449)の都市計画案意見理由	全部
		平成19年11月18日付け意見書(同月20日受付, 受付番号1434)の都市計画案意見理由	意見者の病歴に関する部分を除いた部分
		平成19年11月12日付け意見書(同月13日受付, 受付番号1404)の都市計画案意見理由	氏名の部分を除いた部分
		同上意見書の添付書類	意見者の氏名及び氏名が記入された地図の部分を除いた部分
		日付なし意見書(平成19年11月13日受付, 受付番号1403)の都市計画案意見理由	全部
		平成19年11月10日付け意見書(同月13日受付, 受付番号1405)の都市計画案意見理由	地番の部分を除いた部分
		都市計画案意見書の要旨	意見者の病歴に関する部分を除いた部分
	参考図書	工事費概算書	用地費, 物件移転費, 築造費及び合計に係る額の部分
		交通量配分図	全部
		交差点平面図, IC平面図, 橋梁一般図, 縦断図, 参考図(切盛平面図)	全部
銚	参考図書	工事費概算書	用地費, 物件移転費, 築造費及び合計に係る額の

田 都 市 計 画 道 路 の 変 更 に 関 す る 文 書			部分	
		交通量配分図	全部	
		IC 平面図, 橋梁一般図, 縦断面図, 参考図 (切盛平面図)	全部	
環 境 影 響 評 価 に 関 す る 文 書	環境評価 意見書	平成19年11月22日付け 意見書 (同月26日受付) の環 境意見内容		全部
		日付なし意見書 (平成19年 11月13日受付) の環境意見 内容		氏名の部分を除いた部分
	部会に 関 す る 文 書	部会等 委員の 委嘱に 関する 文書	承諾書	住所及び印影の部分を除いた部分
		第2回 部会資 料	立地企業一覧及びパ ンフレットの写し	全部
希少動物資料	オオタカ及びサシバの生息位置を示した地図を除 いた部分			
審 議 会 に 関	幹事会議 資料	幹事会議用意見書の要旨		意見者の病歴に関する部分を除いた部分
	事前送付 資料	都市計画案意見書の要旨		意見者の病歴に関する部分を除いた部分
		都市計 画案意	平成19年11月 12日付け意見書 (同	添付書類の氏名が記入された地図の部分を除いた 部分

する 文 書	見書の 写し	月13日受付)の写し		
		平成19年11月22日付け意見書(同月26日受付)の写し	全部	
		平成19年11月18日付け意見書(同月20日受付)の写し	意見者の病歴に関する部分及び添付書類を除いた部分	
		日付なし意見書(平成19年11月13日受付)の写し	全部	
		平成19年11月29日付け意見書(同日受付)の写し	全部	
		平成19年11月10日付け意見書(同月13日受付)の写し	全部	
		環境評価意見書の写し	日付なし意見書(平成19年11月13日受付)の写し	全部
	環境評 価意見 書の写 し	平成19年11月22日付け意見書(同月26日受付)の写し	全部	
		都市計 画案意 見書の 写し	都市計 画案意 見書の 要旨	意見者の病歴に関する部分を除いた部分
	審査会事 務局用資 料	都市計 画案意 見書に 対する 県の 考え方		意見者の病歴に関する部分を除いた部分
		都市計 画案意 見書の 写し	平成19年11月12日付け意見書(同月13日受付)の写し	添付書類の氏名が記入された地図の部分を除いた部分
			平成19年11月22日付け意見書(同月26日受付)の写し	全部
			平成19年11月18日付け意見書(同月20日受付)の写し	意見者の病歴に関する部分及び添付書類を除いた部分
			日付なし意見書(平成	全部

			19年11月13日 受付)の写し	
			平成19年11月 29日付け意見書(同 日受付)の写し	全部
			平成19年11月 10日付け意見書(同 月13日受付)の写し	全部
	環境評 価意見 書の写 し		日付なし意見書(平成 19年11月13日 受付)の写し	全部
			平成19年11月 22日付け意見書(同 月26日受付)の写し	全部